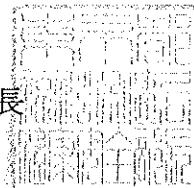


20福保健食第3138号
平成21年2月10日

社団法人日本玩具協会会長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長



食品衛生法施行条例の一部改正について

食品衛生法施行条例（平成12年東京都条例第40号。以下「施行条例」という。）の一部が、平成20年東京都条例第149号をもって改正され、平成20年12月25日の公布、平成21年4月1日より施行されることとなりました。

つきましては、下記の事項について留意の上、衛生管理の徹底に努められるようお願いします。

なお、当該条例は東京都内の営業者が対象となることを念のため申し添えます。

記

第一 改正の要旨

施行条例附則に食品衛生法第62条第1項で規定する「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ」（以下「指定おもちゃ」という。）について準用する旨を追加した。

第二 留意事項

- 1 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）第4おもちゃで規定する規格基準の適合性を確認するために自主検査を実施するよう努めること。

- 2 1の自主検査の記録及び出荷先又は販売先等必要な事項に関する記録を、当該指定おもちゃの流通期間等を考慮した合理的な期間保存すること。
- 3 指定おもちゃに起因する食品衛生上の問題が発生した場合においては、速やかに保健所等に情報を提供することとともに、製品の回収等に関する連絡体制の整備等、具体的な報告手順等を定めること。

第三 添付資料

別添1 東京都公報（写）

別添2 食品衛生法施行条例新旧対照表



発行 東京都

目 次

66

条 例

- 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例 (同) 全
- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例 (同) 全
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する条例 (東京都教育委員会) 充
- 都立学校の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (同) 充
- 東京都産業教育審議会に関する条例の一部を改正する条例 (総務局) 四
- 東京都統計調査条例の一部を改正する条例 (同) 五
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (同) 八
- 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (同) 八
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (同) 充
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (同) 充
- 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同) 充
- 東京都選挙管理委員会関係手数料条例 (東京都選挙管理委員会) 充
- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (同) 充
- 東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (東京都監査委員) 充
- 東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 (生活文化スポーツ局) 充

- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (同) 全
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (同) 充
- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例 (同) 充
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する条例 (東京都教育委員会) 充
- 都立学校の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (同) 充
- 東京都産業教育審議会に関する条例の一部を改正する条例 (同) 充
- 東京都立図書館条例の一部を改正する条例 (同) 八
- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例 (福祉保健局) 八
- 東京都立老人医療センター条例を廃止する条例 (同) 八
- 老人総合研究所の助成等に関する条例を廃止する条例 (同) 八
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (同) 十
- 食品製造業等取締条例の一部を改正する条例 (同) 十
- 東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例 (産業労働局) 十
- 東京海事漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (東京海事漁業調整委員会) 十
- 東京都労働委員会あつせん員の費用弁償条例の一部を改正する条例 (東京都労働委員会) 十
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例 (東京都公安委員会) 十
- 東京都安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例 (同) 十

条 例 の あ ら ま し

- 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例 (条例第一二二八号)

一 國家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成一八年法律第七〇号)に基づき、大学院派遣研修中又は研修終了後早期に職員が離職した場合における研修費用の償還制度を新たに設けます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

- 東京都統計調査条例の一部を改正する条例 (条例第一二九号)

一 統計法(平成一九年法律第五三号)の施行を踏まえ、統計調査により集められた調査票情報の二次利用等に関し、所要の規定を整備します。

二 都指定統計調査に係る、かたり調査の禁止について規定を設けます。

三 この条例は、平成二一年四月一日から施行します。

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一三〇号)

一 各給料表を改定します。

二 行政職給料表(一)・(二)級を統合し、級構成を改めます(研究職給料表、医療職給料表(一)・(二)も行政職給料表(一)に準じて統合します)。

◎東京都条例第百四十八号

老人総合研究所の助成等に関する条例を廃止する条例

老人総合研究所の助成等に関する条例（昭和五十六年東京都条例第三十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年十二月二十五日

◎東京都条例第百四十九号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年東京都条例第四十号）の一部を次のように改正する。

2 食品衛生法施行条例（平成十二年東京都条例第四十号）の一部を次のように改正する。

十二条第一項において準用する法第五十条第二項の規定に基づき、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおも

ちやについて準用する。

別表第一第二の部二の款(イ)の項までに次のように加える。

附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

- 口 製造し、輸入し、又は加工した食品について、消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該製造し、輸入し、又は加工した食品に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報を提供すること。
- (ハ) 販売食品等について、法の規定に違反していることが判明したときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

別表第四第二の部二の款(イ)の項までに次のように加える。

- 口 供給した食品について、消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該供給した食品に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報を提供すること。
- (ハ) 販売食品等について、法の規定に違反していることが判明したときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

を提供すること。

- ハ 販売食品等について、法の規定に違反していることが判明したときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

食品製造業等取締条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年十二月二十五日

◎東京都条例第百五十号

食品製造業等取締条例の一部を改正する条例

食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二の部二の款(イ)の項までに次のように加える。

- (ロ) 製造し、輸入し、又は加工した食品について、消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該製造し、輸入し、又は加工した食品に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

東京都知事 石原慎太郎

◎東京都条例第百五十一号

食品製造業等取締条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年十二月二十五日

◎東京都条例第百五十一号

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年十二月二十五日

東京都知事 石原慎太郎

食品衛生法施行条例（平成十二年東京都条例第四十号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
第一条から第四条まで (現行のとおり)	第一条から第四条まで (略)
附 則	附 則
1 この条例は、平成二一年四月一日から施行する。	この条例は、平成二一年四月一日から施行する。
2 別表第一第一の部一の款(五)の項ワ及び同款ハの項から(十)の項までの規定は、法第六十二条第一項において準用する法第五十条第二項の規定に基づき、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて準用する。	この条例は、平成二一年四月一日から施行する。
別表第一（第一条関係）	別表第一（第一条関係）
公衆衛生上講すべき措置の基準	公衆衛生上講すべき措置の基準
第一 (現行のとおり)	第一 (略)
第一 衛生措置	第一 衛生措置
一 (現行のとおり)	一 (略)
二 共通事項（自動販売機によるものを除く。) (一から九まで (現行のとおり)	二 共通事項（自動販売機によるものを除く。) (一から九まで (略)
(+) 情報提供	

イ (現行のとおり)

イ (略)

口 製造し、輸入し、加工し、又は調理した食品等、器具及び容器包装（以下この項において「製造食品等」という。）について、消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該製造食品等に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報を提供する。」。

ハ 販売食品等について、法の規定に違反していることが判明したときは、速やかに知事等に情報を提供する。

三及び四 (現行のとおり)

別表第二 (略)

三及び四 (略)